

平成30年3月30日

市内・準市内登録業者 様

佐野市長 岡 部 正 英
(公印省略)

入札契約制度の改正について (お知らせ)

建設工事の入札制度を次のとおり変更しますのでお知らせします。

1 資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について

一定の資本関係又は人的関係がある複数の者（以下「同族企業」という）が同一の一般競争入札へ参加することは、公正な入札の執行の観点から公平性が阻害されるおそれがあるため、同族企業同士の同一入札への参加を制限します。

※5月1日以降に公告した一般競争入札から適用します。

2 建設業者の選定基準の改正について

建築一式工事について、等級区分と発注標準金額について次のように変更します。

工事種類	等級区分	総合点数	発注標準設計金額	
			現 行	改正後
土木一式工事	A 級	820 点 以上	2,500 万円 以上	—
	B 級	820 点 未 満	2,500 万円 未 満	—
		700 点 以上	800 万円 以上	—
C 級	700 点 未 満	800 万円 未 満	—	
建築一式工事	A 級	730 点 以上	2,000 万円 以上	1,500 万円 以上
	B 級	730 点 未 満	2,000 万円 未 満	1,500 万円 未 満
管工事	A 級	720 点 以上	1,000 万円 以上	—
	B 級	720 点 未 満	1,000 万円 未 満	—

問い合わせ先

佐野市役所 契約検査課 契約係
電話 0283-20-3027

資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限について

一定の資本関係又は人的関係がある複数の者（以下「同族企業」という）が同一の一般競争入札へ参加することは、公正な入札の執行の観点から公平性が阻害されるおそれがあるため、次に該当する同族企業同士の同一入札への参加を制限します。

1. 制限の基準

以下の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合。

（１）資本関係

- ・親会社と子会社の関係にある場合
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係

- ・一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ・一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ・一方の会社の役員が他方の会社の役員と夫婦関係にある場合
- ・一方の会社の役員が他方の会社の役員と親子または兄弟姉妹の関係にある場合で、その者の住所地が同一の場合

（３）上記以外で入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ・上記（１）及び（２）以外で上記（１）又は（２）と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

2. 入札公告への記載

対象となる建設工事の一般競争入札における入札参加資格要件に、「入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。」を追加します。

3. 基準に該当する場合の確認方法

落札候補者が提出する入札参加資格確認申請書に併せて「資本関係又は人的関係に関する調書」を提出することとし、提出された同調書に記載された同族企業が当該入札に参加しているか否か発注者が確認します。

4. 該当した場合の取扱い

基準に該当する者同士が行った入札は、無効として取り扱います。

5. 適用時期

平成３０年５月１日以降に公告した入札に適用します。